

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年3月12日

信用組合 関西興銀

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について……………	2
1. はじめに……………	2
2. 経営破綻の原因……………	2
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況……………	2
(2) 経営破綻に至った経緯……………	3
(3) 破綻に至った要因……………	4
3. 管理を命ずる処分までの状況……………	5
II. 業務及び財産の状況について……………	7
1. 与信業務……………	7
2. 預金業務……………	8
3. 投資等業務……………	9
4. 固定資産の状況……………	10
5. 不良債権の状況……………	11
6. 子会社・関連会社の状況……………	12
III. 事業譲渡等の見込みについて……………	13
1. 基本方針……………	13
2. 具体的施策……………	13
3. 事業譲渡等の見込み……………	14

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成12年12月16日金融再生委員会より「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）」第8条に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下、「管理を命ずる処分」）を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、12月16日に選任されて以降直ちに開始いたしましたが、時間的制約もありその内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、金融再生法第18条に基づき、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査も進めており、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯・原因等につきましては、後日、より深く明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和30年11月に信用組合大阪興銀として設立、平成5年7月に神戸商銀・滋賀商銀・奈良商銀・和歌山商銀と合併し、組合名を信用組合関西興銀に変更し、さらに平成7年3月には岐阜商銀を救済合併し、現在に至っております。

事業地区は、東は岐阜県から西は兵庫県姫路市、南は和歌山県御坊市と広範囲に及んでおり、業容は、平成12年11月末時点で預金残高1兆1,060億円、貸出金残高9,860億円、出資金残高297億円、組合員数94,900名、役職員数875名、店舗数44ヶ店（3出張所を含む）となっております。

当組合は、在日韓国人のための金融機関として、在日韓国人の経済的地位向上と生活の安定を目指し営業を展開して参りました。しかし、いわゆるバブル経済の崩壊や、その後の景気低迷の長期化などにより、在日韓国人事業者等の資金繰りは厳しくなっております。特に、関西地域は、第二地方銀行の再編・統合に加え、信用金庫や信用組合の統廃合、民族系金融機関の朝銀大阪・大阪商銀の相次ぐ経営破綻等によって在日韓国人事業者等は資金供給のパイプがさらに狭ってきております。このような状況下にあつて、当組合は、関西圏や岐阜県周辺に居住する多くの在日韓国人に対しての金融面で大きな役割が期待されておりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

当組合（旧大阪興銀）は、歴史的な設立経緯もあって、“業容拡大こそが民族系金融機関としての役割を果たすことになる”との考え方で、過去一貫して拡大均衡方針を取って参りました。

折りしも、日本経済の成長と在日韓国人の事業発展などの追い風を受け、業容はさらに拡大し、平成2年度（1990年度）には創立35周年を迎えて預金量1兆円を達成するまでになりました。一方、このバブル経済期に短期大口預金も多く取り入れ、これを原資としてサービス業や不動産関連資金などへ積極的に応需してきました。こうした過程で当組合は、中小企業等協同組合法に基づく信用組合業態の基本精神である、広く中小規模事業者への相互扶助の範囲を逸脱して、特定顧客への大口信用集中が顕在化致しました。

これは、経営陣の基本的な営業推進方針が「規模や量的拡大こそが不良債権比率を低下させ、合わせて、預賞金のボリューム増大が収益力向上と償却財源確保につながり、好循環の経営を成し遂げられる」との考え方に基づいたものであります。

しかしながら、いわゆるバブル経済の崩壊とその後の長引く景気低迷により債務者の業況はさらに悪化することになり、経営内容は深刻な問題を抱えることとなりました。

この閉塞状況を打開して、一挙に信用力のある普通銀行への転換を目指すため、従来からの拡大均衡方針と相俟って、平成5年7月の4商銀との合併、更に平成7年3月には旧岐阜商銀を救済合併することになりました。しかし、これらの対等・救済合併は、結果的に不良債権問題への根本的な解決を先送りすることとなり、かえって資産の健全化を大きく阻害することになりました。

一方、不良債権問題の早期解決を図ろうと画策したものの、融資の審査・管理要員の不足に加え相互牽制機能が全く働かないままに、大口融資先の担保不動産等を当組合の関与会社に当組合が融資して買い取らせたことや、不良債権を当該不良債務者の関連会社へ安易に付替えるなど、表面的な先送り処理を行ってきたものであります。

このような状況の中で、平成10年4月には資産の早期健全化を図るべく「資産健全化委員会」を創設し、個別債務者に対する再生・回収計画の策定と実践に努めてきました。また、翌11年4月には、資産の健全化を経営の最重要課題に掲げ、管理、責任体制の見直しを行うとともに、専門スタッフの増員配置や審査・管理体制の充実・強化を図って参りましたが、目先の改善計画のみで十分な効果をあげられず不良債権が多額に累増したことなどから、今般の管理を命ずる処分を受けることとなったものであります。

(3) 破綻に至った要因

<量的拡大の弊害>

昭和30年に大阪興銀として創立以来、在日韓国人へのさらなるサービスの拡充のためには量的拡大こそが収益増加の早道であり、さらに信用力のある普通銀行転換を目指して、平成5年7月に神戸商銀など4商銀と合併して関西興銀と名称変更した後、平成7年3月に岐阜商銀を救済合併したものであります。

しかしながら、バブル経済の崩壊と大幅な地価下落から、旧大阪興銀が抱えていた多額の不良債権に加えて他の合併組合の資産の劣化も進み、多額の償却（平成6年3月から同12年3月までの間に約830億円の償却・引当）を余儀なくされることとなりました。つまりバブル期において量的拡大に走った弊害が破綻の主な要因として上げられます。

<運用・調達面での構造的要因>

当組合は、設立の経緯からして、在日韓国人の特に中小零細企業や個人事業主への融資が中心であったことから貸出金利は高率で推移してきており、預金についても、大口及び高金利預金に依存した資金調達を行ってきて参りました。特に、特定顧客（例：サービス業、不動産業）に対する大口融資という運用構造から恒常的に支払準備資産が乏しいなか、平成9年の金融不安とマスコミ報道等によって、とりわけ大口預金が流出したことなどから、資金繰りは逼迫し厳しい状況が続いてきました。

<資産内容が悪化した要因>

景気低迷などによる経済構造の変革など外部環境の変化を顧みず、一貫して量的拡大を追求してきた結果、資産（融資・審査）部門と負債（預金）部門のバランスを欠いた、つまり預金さえ集めれば融資先はあるといった調達偏重の業務推進方針とそれを達成するための人事政策や業績評価体系及び組織運営が挙げられます。

その弊害として、

- ① 融資の審査・管理部門に関しては、審査機能の独立という点については、平成8年の近畿財務局による検査後やや改善されたものの、それまでは審査担当部署で融資推進も行ってきており、審査及び管理部門が独立していませんでした。このため相互牽制機能が全く発揮されないまま担保物件の時価評価額以上の融資が恒常的に行なわれた結果、地価の下落等から不良債権が増加していたにもかかわらず、それを黙過してきた経営トップ陣の経営姿勢にも問題があったものであります。
- ② 営業店に対する権限委譲がほとんどなされなかったことから、営業店は本部依存意識が強かったにもかかわらず、本部としても、営業店に対する具体的な指示・徹底策が講じられなかった

めに本部営業店間に認識の差が生じ、本部、営業店が一体となった機能的な審査管理が行なわれて来ませんでした。

- ③ その上、管理債権等の取扱いについては審査部門と営業店の責任体制が不明確であり、組織的な業務運営がなされておりませんでした。
- ④ このような体制の下で、特定業種への偏重、大口信用集中を避けなければならないといった喫緊の経営課題に対して意識の改革や、債務者の実態把握、保全状況等が正確に把握されないままに、いわゆるバブル経済崩壊以降も大口預金に依存し、この資金をサービス業及び不動産関連等へ積極的に融資してきました。
- ⑤ さらに、担保不動産等を当組合の関与会社に当組合が融資して買い取らせることや、不良債権を当該不良債務者の関連会社へ安易に付替えるなど、不良債権の実質的な整理回収とならない表面的な先送り処理が行なわれてきたことなどが挙げられます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

近畿財務局による立入検査が、平成11年3月末を基準日として11年11月から12年3月まで実施されました。

この間、債務者区分等の判定をめぐる当局と意見を異にする案件が数多く見られ、経営陣は当組合の主張をあくまで堅持するところとなりました。

平成12年9月11日、近畿財務局の検査結果通知で、当組合の11年3月期における財務内容は、検査結果による要追加償却引当額を踏まえれば実質780億円の債務超過であるとの指摘を受け、併せて、検査結果通知事項に対する改善策等の報告を求められました。

これに対し、当組合は、債務者区分等については自らの考え方が正しい、あるいは平成12年4月以降に取り組んだいわゆる債権の流動化により債務者の状況が改善したとして、11月10日に債務超過ではない旨の報告をしたところであります。

その後、近畿財務局から2度にわたり、平成12年6月末の資産実態を踏まえた債務者区分や貸倒実績率等の具体的な基準を示されて、再度自己資本比率を含めた財務内容及び自己資本充実策の報告を求められました。これに対して、当組合は外部監査人や監査法人等の意見を徴するなど自らの考え方の正当性を主張しつつ、報告書においては、当局基準によれば大幅な債務超過となり、これを前提とした自己資本の充実策は策定困難であるが、当組合の考え方ではあくまでも債務超過ではないとの報告を行ってきたところであります。この間、近畿財務局との間で当組合役員や外部監査人、監査法人と意見交換を行ってきたところであります。

このような経緯を経て、平成12年12月15日金融再生委員会より、金融再生法第8条の処

分を行うに当たり、「行政手続法に基づく弁明の機会を付与する」旨の通知を受けましたので、翌16日に当組合は「債務超過ではない」旨の弁明書を提出しました。しかし、同日、金融再生委員会から、金融再生法第8条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」がなされたところであります。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務の特色としては、在日韓国人の中小零細企業や個人事業主へのリテール融資を進め、業容の拡大を図るものでした。

しかし、バブル経済期の量的拡大を重視する拡大均衡方針の下で、融資が事業計画や採算性等の検証が充分なされないまま、安易に実行された結果、次第に特定業種かつ特定債務者に偏重してゆくとともに、大口化していきました。

また、それらの大口貸出先の大部分が業績不振となり、貸出金が不良債権化したことが当組合破綻の大きな要因となりました。

今後につきましては、金融再生法の趣旨を尊重し、地域金融機関として、また在日韓国人のための金融機関としての役割を十分に認識し、金融仲介機能の維持に配慮しつつ、優良な顧客基盤と貸出資産の維持に努めるとともに、事後管理を強化し貸出資産の劣化防止、不良債権の回収強化に注力していく所存であります。

<貸出残高推移>

(単位：億円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末			平成12年9月末	
		構成比		構成比		構成比	業界平均 構成比		構成比
総貸出残高	10,063	100.0	9,620	100.0	9,674	100.0	100.0	9,869	100.0
内中小企業	7,370	73.2	7,207	74.9	7,317	75.7	72.4	7,673	77.8
内個人	2,692	26.8	2,412	25.1	2,356	24.3	26.8	2,196	22.2
その他	—	—	—	—	—	—	0.8	—	—

※法人1社当りの貸出残355百万円(平成12年3月末)。

<業種別貸出残高推移>

(単位：億円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末		平成12年9月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
サービス	3,910	38.9	3,822	39.7	3,956	40.9	4,062	41.2
不動産	1,863	18.5	1,805	18.8	1,880	19.4	2,173	22.0
建設	1,146	11.4	1,067	11.1	1,030	10.7	1,019	10.3
卸・小売	757	7.5	717	7.4	702	7.3	697	7.1
その他	2,384	23.7	2,208	23.0	2,103	21.7	1,917	19.4
合計	10,063	100.0	9,620	100.0	9,674	100.0	9,869	100.0

2. 預金業務

当組合の預金は、同業態平均に比べ要求払の構成比が低く、小口定期は高い傾向があります。

<平成12年3月末の預金構成比> (単位：%)

	当組合	同業態平均
要求払	8.23	13.33
小口定期	61.70	34.17
大口定期	29.28	40.53
定期積金	0.79	5.74
合計	100	100

※同業態平均は近畿地区信用組合の平均（出所：ニッキン速報）。

預金等利回りについては、以前より同業態平均との比較では高水準で推移してきましたが、競合する信用組合との比較では同水準にあります。平成11年4月からペイオフ解禁に向けた1000万円以下の中・小口預金の取り入れに伴い、市場性預金を放出するとともに、収益面からの預金金利引下げにより預金等利回りを引下げて参りました。しかし、平成12年3月期の預金等利回りは1.28%と、依然高水準にあります。

(ご参考：平成12年3月期の同業態平均は0.502%)

今後は、顧客への適切な状況説明により、顧客基盤・預金残高の維持、質的向上に努めるとともに、併せて調達金利の適正化を進める所存です。

<預金残高推移>

(単位：億円、%)

	平成10年3月末		平成11年3月末		平成12年3月末			平成12年9月末	
		構成比		構成比		構成比	業界平均 構成比		構成比
預金残高	10,951	100.0	10,977	100.0	10,914	100.0	100.0	11,302	100.0
内個人預金	7,640	69.8	8,068	74.9	8,239	75.5	78.7	8,419	74.5
(内定期性預金)	(7,321)	(66.8)	(7,799)	(25.1)	(7,918)	(72.5)	(81.2)	(8,084)	(71.5)
内法人預金	3,311	30.2	2,908	25.1	2,674	24.5	17.3	2,883	25.5
その他	—	—	—	—	—	—	4.0	—	—

3. 投資等業務

①投資有価証券

投資有価証券につきましては、平成10年4月から資金繰り対策として、債券の売却を行い、平成11年3月末残高は大幅に減少いたしました。

平成12年9月末保有有価証券の評価損益は、債券で328百万円の評価益、株式・その他は▲437百万円の評価損となっております。

当組合は平成9年度に、有価証券評価方法を低価法から原価法に変更しましたが、その後評価損部分は大きく増減しておりません。また株式評価損のうち、政策投資分が▲178百万円含まれております。

今後につきましては、業務運営上必要不可欠な有価証券以外は、市場動向を勘案しながら、効率的な売却を図る方針です。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末
投資有価証券	19,260	14,860	16,177	18,577
国債・地方債	1,465	2,064	2,782	3,147
社債	7,956	7,104	5,600	4,500
株式	1,506	1,060	1,198	1,289
その他	4,527	826	2,991	6,235
貸付有価証券	3,804	3,804	3,604	3,405

<投資有価証券評価損益推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年9月末
評価損益合計	△683	△527	△177	△109
債券	△3	107	340	328
株式	△498	△459	△335	△334
その他	△181	△176	△182	△103

②商品有価証券

以前より商品有価証券の保有・売買はございません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産(事業用不動産、所有不動産)につきましては資産の効率性向上の観点から、逐次売却を進めてまいりました。

今後も業務運営上必要不可欠なもの以外は順次処分する方針といたします。

<固定資産(事業用不動産、所有不動産)の売却実績推移>

(単位：百万円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年9月	累 計
店舗	217	48	151	—	416
社宅寮・倉庫	—	—	10	—	10
厚生施設	—	—	—	—	—
駐車場施設	—	—	—	—	—
小 計	217	48	161	—	426
所有不動産	349	98	709	—	1,156
合 計	566	146	870	—	1,582

<固定資産(事業用不動産、所有不動産)の状況(平成12年11月末)>

(単位：件、百万円)

	土地				建物		
	件数	簿価 取得価格	評価額 路線価	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
店舗	37	9,602	5,350	△4,252	38	6,862	4,284
社宅・寮・倉庫	6	1,135	803	△331	7	2,580	1,800
小計	43	10,738	6,154	△4,584	45	9,442	6,084
所有不動産	13	8,551	4,014	△4,536	1	—	—
合計	56	19,289	10,168	△9,120	46	9,442	6,084

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は、今後当組合の経営破綻に伴う債務者の状況悪化等により増加することも懸念されますが、厳正な自己査定と不良債権の管理・回収体制を再構築し、今後とも不良債権の増加を抑制するよう努めます。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (12年3月)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	8,589	0.9	16,968	1.7	1,381	2.8
延滞債権	64,400	6.7	75,359	7.8	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	33,431	3.5	1,996	0.2	401	0.8
貸出条件緩和債権	—	0.0	15,370	1.6	2,328	4.7
合計	106,421	11.1	109,694	11.3	7,075	14.4

※リスク管理債権増加理由

業況悪化が継続し形式破綻が増加したもので、破綻先債権はほぼ全業種にわたり増加しております。延滞債権の増加は、一部の大口先で3ヶ月以上延滞債権から6ヶ月以上延滞債権となったものであります。また、3ヶ月以上の延滞債権は大幅に減少しておりますが、これは、破綻先債権や延滞債権となったもののほかに、いわゆる債権の流動化等により、表面的に延滞が解消となったものなどが挙げられます。なお、貸出条件緩和債権は一部の大口先を含め、貸出金金利を大幅に引き下げたことなどによるものであります。一方、リスク管理債権額の多い業種は不動産業、建設業、サービス業、製造業、及び卸・小売業、の順となっております。

<金融再生法の開示債権>平成12年3月期 (単位：百万円、%)

区 分	金 額	債権に占 める割合	業界平均	
			金 額	債権に占 める割合
破綻更正債権等	23,519	2.3	3,116	6.0
危険債権	224,687	22.0	2,998	5.8
要管理債権	2,896	0.3	2,170	4.2
正常債権	770,664	75.4	43,363	84.0
合計	1,021,768	100.0	51,647	100.0

6. 子会社・関連会社の状況

当組合の連結決算の対象となる子会社・関連会社はありません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期事業譲渡等

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡等を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の企業価値の劣化を防止いたします。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信認を取り戻すと共に顧客の信頼回復に全力をつくします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡等を行なうため、人件費・物件費等の見直し、諸経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の在日韓国人等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に抑え、円滑な業務運営を行います。

(5) 雇用の維持

事業譲渡等に当たっては、職員の雇用確保にも配慮します。

(6) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受け皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(7) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、かつ、当組合が在日韓国人のための金融機関であるという特性を勘案し、業務の円滑な運営および善意かつ健全な借り手に対するきめ細かな融資対応に努めつつ、早期に事業譲渡等を行うよう最大限努力致します。

3. 事業譲渡等の見込み

関西及び岐阜に居住する多くの在日韓国人のため、一刻も早く金融機能を回復することが必要と判断しており、早急に受け皿金融機関の選定作業に着手し、一日も早く円滑な事業譲渡等が実現できるよう努めてまいります。

以 上